

## ●目次●

## 第1章

司法書士の家事事件関与と家事事件  
手続法

<b>I 司法書士と家事事件</b> ……………	2
1 司法統計にみる家事事件に関する統計……………	2
(1) 最近の傾向……………	2
(2) 離婚関係事件……………	3
(3) 相続関係事件……………	4
2 家事事件への法律実務家の関与……………	4
(1) 概要……………	4
〈表1〉 代理人弁護士関与率および平均審理期間の推移（婚姻関係 事件）／5	
〈表2〉 人事訴訟事件における弁護士選任率の推移と事件の内訳／6	
〈表3〉 遺産分割事件の新受件数と死亡者の推移／7	
〈表4〉 代理人弁護士関与率および平均審理期間の推移（遺産分割 事件）／7	
〈表5〉 訴訟代理人の選任状況の推移（過払金返還請求訴訟を除く 民事第1審訴訟）／8	
(2) 家事事件手続法の施行による関与の必要性の高まり……………	9
<b>II 家事事件手続法</b> ……………	13
1 家事事件の分類と審理の流れ……………	13
(1) 家事事件の分類……………	13
(2) 各分類に属する事件……………	13
〈表6〉 家事事件の分類／13	

(3) 各分類に属する事件の特徴および手続の流れ	15
〔図1〕 別表第1に掲げる事項についての審判事件の流れ	16
〔図2〕 別表第2に掲げる事項についての審判事件の流れ	17
〔図3〕 離婚・離縁事件の流れ	20
〔図4〕 離婚・離縁を除く人事訴訟事件の流れ	21
〔図5〕 民事訴訟事件の流れ	21
〔図6〕 審判・訴訟の対象外事件の流れ	22
2 家事事件手続法の法理念	22
(1) 当事者等の手続保障を図るための制度の拡充	22
(2) 手続を利用しやすくするための制度の創設・見直し	27
(3) 手続の基本的事項に関する規定の整備	29

## 第2章 家事調停総論

I 通則	32
1 家事調停の対象	32
(1) 家事調停の対象と分類	32
(2) 家事審判法から家事事件手続法への移行時に分類が変更された事件	34
2 管轄と移送	36
(1) 管轄（家事法245条）	36
(2) 地方裁判所または簡易裁判所への移送（家事法246条）	37
3 調停機関	38
(1) 調停委員会と家事調停委員（家事法248条・249条）	38
(2) 家事調停官（家事法250条・251条）	39
(3) 家庭裁判所調査官	40

(4) 参与員	40
4 裁判所職員の除斥・忌避	41
(1) 除斥（家事法10条）	41
(2) 忌避（家事法11条）	42
5 手続行為能力等	43
(1) 当事者能力	43
(2) 手続行為能力	44
(3) 制限行為能力者が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる事件	44
(4) 法定代理	45
6 手続代理人等	46
(1) 弁護士代理（家事法22条）	46
(2) 裁判長による手続代理人の選任（家事法23条）	46
(3) 子どもの手続代理人	46
(4) 手続代理人が行うことができない行為	47
(5) 補佐人（家事法27条）	47
7 記録の閲覧・謄写	47
II 家事調停の申立て等	49
1 家事調停の申立て	49
(1) 申立書の記載事項（家事法255条）	49
(2) 申立書の写しの相手方への送付等（家事法256条）	50
2 調停前置主義（家事法257条）	50
III 家事調停の手続	53
1 家事審判の手続の準用（家事法258条）	53
(1) 当事者参加（家事法258条1項・41条、家事規128条1項・27条）	53
(2) 利害関係参加（家事法258条1項・42条、家事規128条1項・27条4項）	54

(3) 排除（家事法258条1項・43条、家事規128条1項・28条）	56
(4) 法令により手続を続行すべき者による受継（家事法258条1項・44条、家事規128条1項・29条）	56
(5) 電話会議システム・テレビ会議システム（家事法258条1項・54条、家事規128条1項・42条）	57
2 子の意思の把握等（家事法258条1項・65条）	58
3 事実の調査（家事法261条・262条）	58
(1) 裁判官による調査および証拠調べ（家事法261条）	59
(2) 家事調停委員による調査（家事法262条）	59
4 意見の聴取（家事法263条・264条）	60
(1) 他の裁判所への意見の聴取の囑託（家事法263条）	60
(2) 家事調停委員の専門的意見の聴取（家事法264条）	60
<b>IV 家事調停の終了</b>	61
1 家事調停の成立	61
(1) 調停の成立（家事法268条）	61
(2) 成立した調停の効力（家事法268条）	61
(3) 裁判所書記官からの通知	62
(4) 調停条項案の書面による受諾（家事法270条）	62
2 調停の成立によらない事件の終了	63
(1) 調停をしない場合（家事法271条）	63
(2) 調停の不成立（家事法272条）	63
(3) 調停の取下げ（家事法273条）	65
<b>V 付調停・自庁処理等</b>	66
1 付調停	66
(1) 必要的付調停（家事法257条2項）	66
(2) 任意的付調停（家事法274条）	66
(3) 付調停を処理する裁判所（家事法257条3項・274条2項）	67
2 自庁処理	67

3 訴訟手続の中断、家事審判手続の終了	68
(1) 手続の中止（家事法275条）	68
(2) 訴えの取下げの擬制等（家事法276条）	68
<b>VI 合意に相当する審判</b>	69
1 合意に相当する審判の意義	69
2 合意に相当する審判の対象	70
3 合意に相当する審判の要件	70
4 確定した合意に相当する審判の効力	71
5 婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則	71
<b>VII 調停に代わる審判</b>	72
1 調停に代わる審判の意義	72
2 調停に代わる審判の対象	72
3 調停に代わる審判の要件	73
4 調停に代わる審判の取下げの制限	73
5 調停に代わる審判の不服申立て	73
(1) 申立権者（家事法286条1項）	74
(2) 異議申立期間（家事法286条2項）	74
(3) 異議申立てに対する裁判と効果（家事法286条3項～10項）	74
6 確定した調停に代わる審判の効力	75
7 戸籍の届出	75

## 第3章 離婚調停の手続と実務

<b>I 総論</b>	78
1 離婚調停とは	78
(1) 夫婦関係調整（離婚）調停	78

《コラム》 離婚する？ しない？／79	
《コラム》 子の将来を考える機会としての離婚調停／80	
(2) 婚姻費用分担請求との関係	81
2 離婚調停の申立て	82
〔図7〕 離婚調停の手続の流れ／82	
(1) 司法書士による離婚調停支援の基本姿勢	83
(2) 聞取りの姿勢と内容	84
(資料1) 離婚相談チェックシート／85	
(3) 調停前置主義	87
(4) 申立人および相手方	87
(5) 管轄	88
(6) 申立てに必要な書類と留意点	88
【書式1】 夫婦関係調整（離婚）調停申立書／90	
【書式2】 事情説明書／92	
【書式3】 子についての事情説明書／93	
【書式4】 進行に関する照会回答書／94	
【書式5】 連絡先等の届出書／95	
【書式6】 非開示の希望に関する申出書／96	
3 離婚調停の手続	97
(1) 第1回調停期日を迎えるまで	97
(2) 調停期日	97
(3) 次回期日までに行うこと	98
(4) 家庭裁判所調査官の事前調査	99
(5) 司法書士による控室での支援	99
(6) 調停の成立へ向けて	100
4 離婚調停の終了と諸手続への対応	100
(1) 離婚意思の確認	100
(2) 調停条項	101

(3) 戸籍法に基づく離婚の届出	101
(4) 氏・戸籍の選択	102
(5) 子の氏と戸籍	104
(6) 離婚時年金分割の請求	105
(7) 社会保険等に関する手続	105
(8) 調停不成立の場合の考え方と対応	107
《コラム》 附帯請求と再調停／108	
《コラム》 ステップファミリー／109	
<b>II 離婚原因</b>	111
1 離婚原因とは	111
(1) 協議離婚と裁判離婚の違い	111
(2) 不貞行為（民法770条1項1号）	112
(3) 悪意の遺棄（民法770条1項2号）	113
(4) 3年以上の生死不明（民法770条1項3号）	113
(5) 回復の見込みのない強度の精神病の罹患（民法770条1項4号）	114
(6) 婚姻を継続しがたい重大な事由（民法770条1項5号）	114
2 有責主義と破綻主義	116
(1) 有責主義から消極的破綻主義へ	116
(2) 最高裁判所の判例変更	117
(3) 各国の離婚原因	119
《コラム》 協議離婚制度がもたらす弊害／120	
<b>III 監護権・親権、面会交流</b>	122
《コラム》 離婚調停の場をより有効な場とするために／122	
1 監護権・親権	123
(1) 親権とは	124
(2) 監護権とは	126
《コラム》 親権者と監護者／128	

(3) 監護者・親権者を考える視点	128
《コラム》 兄弟姉妹の不分離	129
《コラム》 標語にみる家庭裁判所の役割	135
(4) 調停条項	135
(5) 調停手続——離婚後の親権者の変更	136
(ア) 概要	136
(イ) 申立手続	136
(ウ) 書類作成のポイント	137
【書式7】 親権者の変更の調停申立書	138
(6) 調停手続——離婚後の監護者の変更	140
(ア) 概要	140
(イ) 申立手続	140
(ウ) 書類作成のポイント	140
【書式8】 監護者の変更の調停申立書	141
2 面会交流	143
(1) 面会交流とは	143
《コラム》 児童の権利に関する条約と面会交流	147
(2) 面会交流の方法と検討の順序	147
(3) 面会交流を考える視点	148
(4) 面会交流の取決め	153
(5) 面会交流と養育費との関係	156
(6) 面会交流の実施に関する留意点	157
(7) 調停条項	159
(8) 調停手続——離婚後の面会交流	160
(ア) 概要	160
(イ) 申立手続	161
(ウ) 書類作成のポイント	161
【書式9】 子の監護に関する処分（面会交流）調停申立書	162

3 DVと監護権・親権、面会交流	164
(1) DVとは	164
《コラム》 離婚調停とDV被害	167
(2) DVへの対応を考える視点	168
《コラム》 DV被害者の話を聞くときの注意点	172
《コラム》 保護命令	173
(3) DVがある場合、DVが疑われる場合の監護権・親権の考え方	174
(4) DVがある場合、DVが疑われる場合の面会交流の考え方	174
(5) 調停条項	176
(6) 調停手続	176
(ア) 書類作成のポイント	176
(イ) 調停期日における留意点	177
(7) DVに関する支援機関等	177
〈表7〉 DV被害者に対する支援内容と相談機関	178
<b>IV 養育費</b>	180
1 養育費とは	180
(1) 概要	180
〈表8〉 母子世帯・父子世帯の父の養育費の取決め状況等	181
〈表9〉 母子世帯の母の世帯の養育費の取決めの有無（離婚の方法別）	181
〈表10〉 父子世帯の父の養育費の取決めの有無（離婚の方法別）	181
(2) 養育費の考え方	181
《コラム》 公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）とは	182
《コラム》 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正と養育費相談支援センター	183
(3) 扶養料との違い	183

(4) 養育費の額	184
〈表11〉子の人数ごとの養育費（1世帯平均月額）の額	184
(5) 養育費と面会交流の関係	184
(6) 離婚に伴う慰謝料・養育費と生活保護との関係	185
2 養育費の算定方法	185
(1) 養育費算定表とは	185
(2) 養育費算定表における計算式	186
(3) 算定表の使用手順	187
(資料2) 養育費算定表	189
3 養育費の支払期間	198
4 調停条項	198
(1) 基本的な考え方	198
(2) 調停条項と留意点	198
《コラム》子の貧困の現状——就学援助	203
〈表12〉母子世帯・父子世帯の就業状況と平均年間収入等	204
(3) 調停条項として避けるべき事項	204
5 調停手続——離婚後の養育費請求	205
(1) 概要	205
(2) 申立手続	205
(3) 書類作成のポイント	206
【書式10】子の監護に関する処分（養育費請求）調停申立書	207
6 事情の変更への対応	209
(1) 基本的な考え方	209
(2) 再調停による養育費の減額・増額請求	209
《コラム》養育費の減額・増額	211
7 養育費の不払いへの対応	211
<b>V 財産分与</b>	212
1 財産分与とは	212

(1) 法定財産制度	212
(2) 夫婦の共有財産	213
(3) 財産分与請求	213
(4) 婚姻費用・養育費との関係	214
2 財産分与の種類	214
(1) 清算的財産分与	214
(2) 扶養的財産分与	215
(3) 慰謝料的財産分与	216
3 財産分与の方法	216
(1) 財産分与の対象となる財産	216
(2) 財産分与の基準時	219
(3) 寄与度	220
(4) 財産分与の方法	220
4 調停条項	221
5 調停手続——離婚後の財産の分与に関する処分	221
(1) 概要	221
(2) 申立手続	222
(3) 書類作成のポイント	222
【書式11】財産の分与に関する処分調停申立書	223
6 財産分与における課税への対応	227
<b>VI 慰謝料</b>	228
1 慰謝料とは	228
(1) 不法行為に基づく慰謝料	228
(2) 離婚に伴う慰謝料	228
(3) 婚姻中の不法行為に基づく慰謝料	229
(4) 不貞行為に基づく慰謝料	229
(5) 不貞行為の相手方に対する慰謝料	229
(6) 慰謝料と財産分与の関係	230

(7) 慰謝料の時効	230
2 慰謝料の額	230
(1) 概要	230
(2) 配偶者に対する請求	231
(3) 不貞行為の相手方に対する請求	232
3 調停条項	232
4 調停手続——離婚後の慰謝料請求	233
(1) 概要	233
(2) 申立手続	233
(3) 書類作成のポイント	234
【書式12】 慰謝料請求調停申立書／235	
<b>Ⅶ 離婚時年金分割</b>	237
1 離婚時年金分割とは	237
(1) 日本の年金制度	237
〔図8〕 公的年金制度のしくみ／238	
(2) 離婚時年金分割制度	238
(3) 離婚時年金分割の種類	239
2 離婚時年金分割の方法	240
(1) 分割請求の方法	240
(2) 情報提供の請求	241
3 調停条項	242
4 調停手続——離婚後の分割請求	242
(1) 概要	242
(2) 申立手続	242
(3) 書類作成のポイント	243
【書式13】 年金分割のための情報提供請求書／244	
【書式14】 請求すべき按分割合に関する処分調停申立書／248	
5 分割請求権の放棄	250

<b>Ⅷ 婚姻費用</b>	251
1 婚姻費用とは	251
(1) 概要	251
(2) 別居中の生活費の請求	251
2 婚姻費用分担の始期と終期	253
(1) 始期	253
(2) 終期	253
3 婚姻費用の算定方法	253
(1) 婚姻費用算定表とは	253
(2) 婚姻費用算定表における計算式	254
(3) 算定表の使用手順	255
(資料3) 婚姻費用算定表／257	
4 婚姻費用の立証のポイント	267
〈表13〉 婚姻費用の証拠・取得方法／267	
5 調停条項	267
6 調停手続	269
(1) 概要	269
(2) 申立手続	270
(3) 書類作成のポイント	271
(4) 調停期日における留意点	272
【書式15】 婚姻費用の分担に関する処分調停申立書／273	
7 審判前の保全処分の検討	275
<b>Ⅸ 履行の確保</b>	276
1 履行の確保とは	276
2 養育費の請求手続	277
(1) 履行勧告（家事法289条1項・7項、人訴法38条）	277
〈表14〉 履行勧告の事件数／278	
〈表15〉 履行勧告・履行命令・間接強制の手続上の相違点／278	

【書式16】 履行勧告申出書／280	
(2) 履行命令（家事法290条1項・3項、人訴法39条）	281
【書式17】 履行をすべきことを命ずる審判申立書／282	
(3) 強制執行	284
【書式18】 債権差押命令申立書／288	
【書式19】 間接強制申立書／290	
【書式20】 扶養義務等に係る金銭債権の間接強制申立ての申述書 （債権者提出用）／291	
3 債務者の資産を調査する方法	294
(1) 調査嘱託の申立て	294
(2) 関係者への聞取り	294

## 第4章 遺産分割調停の手續と実務

I 総論	296
1 遺産分割とは	296
(1) 遺産分割制度の意義	296
(2) 遺産分割の基準	296
(3) 遺産分割の手續	297
《コラム》 遺留分減殺請求事件との相違／298	
2 遺産分割調停の申立て	299
〔図9〕 遺産分割調停の手續の流れ／299	
(1) 申立人および相手方	300
(2) 管轄	300
(3) 申立てに必要な書類と留意点	301
【書式21】 遺産分割調停申立書／304	

【書式22】 事情説明書／305	
【書式23】 進行に関する照会回答書／308	
【書式24】 連絡先等の届出書／309	
【書式25】 非開示の希望に関する申出書／310	
3 司法書士による本人支援	311
(1) 調停・審判の展開を見据えた長期的な支援	311
(2) 調停の円滑な進行のための留意点	311
4 長期化対策	312
(1) 概要	312
《コラム》 遺産を取得したいだけの遺産分割でないときもある／ 313	
(2) 長期化の要因と対策	313
《コラム》 無理難題をいう当事者／315	
II 遺産分割の前提問題	317
1 相続人の範囲	317
《コラム》 内縁関係にあった者／317	
2 遺言書の存否および有効性	318
3 遺産分割協議の有効性	319
(1) 相続人の範囲の瑕疵	319
(2) 遺産の範囲の瑕疵	319
(3) 遺産の瑕疵	319
(4) 意思表示の瑕疵	320
4 遺産の帰属——使途不明金	320
III 遺産分割の対象となる遺産	323
1 遺産の範囲を定める基準時	323
2 遺産の範囲	323
(1) 不動産	324
(2) 不動産賃借権	324



(3) 金銭債権その他の可分債権（預貯金等）	324
《コラム》 預貯金（金銭債権）のみの遺産分割／326	
(4) 現金	327
(5) 旧郵便局の定額郵便貯金債権	327
(6) 生命保険金	327
(7) 代償財産	329
(8) 遺産から生じた果実および収益	329
(9) 金銭債務（相続開始前の債務）	330
(10) 死亡退職金	331
《コラム》 遺産の範囲の確定は、悩ましい／331	
<b>IV 遺産の評価</b>	333
1 土地の評価	333
(1) 地価公示価格	333
(2) 都道府県地価調査標準価格	333
(3) 固定資産評価額	334
(4) 相続税評価額	334
2 建物の評価	334
《コラム》 土地および建物の評価／334	
《コラム》 不動産取得を複数の相続人が希望する場合／335	
3 預貯金の評価	335
4 株式・有価証券の評価	336
(1) 株式	336
(2) 有価証券	336
5 動産の評価	336
6 遺産の評価に関する合意	337
7 鑑定人の選任	337
<b>V 特別受益</b>	338
1 特別受益とは	338

2 特別受益財産の範囲	338
(1) 遺贈	338
(2) 「相続させる」旨の遺言	338
(3) 生前贈与	339
3 特別受益者の範囲	341
(1) 代襲相続人	341
(2) 包括受遺者	342
4 特別受益の評価基準時	342
5 持戻免除の意思表示	342
6 超過特別受益の取扱い	343
<b>VI 寄与分</b>	344
1 寄与分とは	344
《コラム》 寄与分制度の見直しの動き／344	
2 寄与分を受ける資格	344
3 寄与分の要件	345
4 寄与行為の態様	346
(1) 被相続人の事業に関する労務の提供（家事従事型）	346
(2) 財産上の給付（金銭等出資型）	346
(3) 被相続人に対する療養看護（療養看護型）	347
(4) その他の方法	347
5 寄与分の決定	347
6 寄与分を定める手続	347
(1) 寄与分を定める処分調停の申立て	348
【書式26】 寄与分を定める処分調停申立書／349	
(2) 寄与分を定める処分審判の申立て	351
<b>VII 遺産分割の方法</b>	352
1 概説	352
2 現物分割	353

(1) 概要	353
(2) 審判の主文	353
(3) 調停条項	354
3 代償分割（債務負担分割）	354
(1) 概要	354
(2) 審判の主文	355
(3) 調停条項	356
4 換価分割（終局審判としての分割）	357
(1) 概要	357
(2) 審判の主文	357
(3) 調停条項	357
(4) 中間処分としての換価を命ずる裁判（審判以外の裁判）	358
5 共有分割	359
(1) 概要	359
(2) 審判の主文	359
(3) 調停条項	359
<b>VIII 調停成立と調停条項</b>	360
1 概説	360
2 遺産分割の前提問題に関する条項	360
(1) 遺産分割協議・遺言の有効性の確認	360
(2) 相続人の確認	361
(3) 相続分の確認	361
3 特別受益に関する条項	361
4 寄与分に関する条項	362
5 債権や債務に関する条項	363
6 分割方法に関する条項	364
7 遺言内容と異なる分割協議に関する条項	364
8 遺産分割協議の解除による再分割	365

9 一部分割条項	366
10 将来発見される遺産に関する条項	367
11 清算条項	367
12 手続費用の負担に関する条項	367
<b>IX 遺産分割の履行に関する諸問題</b>	369
1 遺産の瑕疵	369
2 遺産分割協議内容の変更	369
3 相続人の債務不履行	370
4 登記手続	371
《コラム》 未登記建物の遺産分割による取得	371
5 預貯金の解約	371
《コラム》 預貯金等の解約手続における相続財産管理業務	372

## 第5章

## 民事法律扶助を利用した書類作成 援助の実務

<b>I 民事法律扶助と家事事件</b>	374
1 民事法律扶助とは	374
2 民事法律扶助の担い手としての司法書士	374
(1) 沿革	374
《表16》 契約司法書士数の推移	375
(2) 法律扶助サービスの提供のあり方についての課題	375
3 司法書士が民事法律扶助を利用する意義	376
《表17》 援助開始決定件数の推移	377
<b>II 民事法律扶助の利用方法</b>	379
1 基本契約と個別契約	379
(1) 基本契約	379

(2) 個別契約	379
2 民事法律扶助の手続	380
〔図10〕 民事法律扶助の手続（全体の流れ）	／380
<b>Ⅲ 法律相談援助と書類作成援助</b>	381
1 法律相談援助	381
(1) 法律相談援助の利用状況	381
〈表18〉 法律相談援助の事件別内訳の推移	／381
(2) 法律相談援助の利用に関する留意点	382
2 書類作成援助	383
(1) 書類作成援助の利用状況	383
〈表19〉 書類作成援助の事件別内訳の推移	／384
(2) 援助要件	384
〈表20〉 収入基準額	／385
〈表21〉 生活保護の基準に定める一級地	／386
〈表22〉 資産基準額	／388
<b>Ⅳ 書類作成援助のポイント</b>	389
1 法律相談	389
(1) 法律相談のみで終了する場合	389
(2) 書類作成援助・代理援助の申込みをする場合（持込み案件）	390
2 援助要件の確認	390
3 相談者への説明	390
4 必要書類の作成	391
(1) 必要書類の確認	391
(2) 必要書類作成のポイント	391
(3) 必要書類の送付	392
【書式27】 援助申込書（離婚等請求（書類作成）事件）（法テラス 様式）	／393
【書式28】 離婚調書（法テラス様式）	／395

5 援助開始決定後の報告	397
【書式29】 着手等報告書（法テラス様式）	／398
【書式30】 中間報告書（法テラス様式）	／399
【書式31】 書類作成援助用終結報告書（法テラス様式）	／401
6 事件終結後の償還遅滞への対応	402
7 償還免除・猶予申請の利用	402
(1) 償還免除・猶予制度	402
(2) 償還免除・猶予の申請	402
〈表23〉 準生活保護基準	／403
【書式32】 免除に関する確認票（法テラス様式）	／406
【書式33】 償還免除及び猶予申請書（法テラス様式）	／413

## 第6章

### 座談会 家事調停の現状・課題と 司法書士による支援のあり方

<b>I はじめに</b>	417
<b>II 家事調停事件への法律専門家関与の現状</b>	419
1 家事事件手続法による実務の変化	419
2 同席調停の課題と可能性	423
3 司法書士による調停支援のあり方	426
<b>III 離婚調停の考え方——面会交流を中心に</b>	430
1 離婚調停における面会交流の位置づけ	430
2 面会交流の継続性と支援のあり方	434
3 司法書士に求められる離婚調停支援	437
<b>IV 遺産分割調停の考え方——長期化防止の視点から</b>	439
1 遺産分割調停における当事者間の調整	439
2 遺産分割調停の争点と書面化	442

目 次

3 司法書士に求められる遺産分割調停支援	444
<b>V まとめ</b>	449
・ 事項索引／452	
・ 判例索引／455	
・ 執筆者紹介／458	